行財政対策特別委員会資料 資料 1-3 平成 24(2012)年 12 月 25 日 健康福祉部子ども・青少年局

母子寡婦福祉資金貸付について

1.制度概要

- ・母子及び寡婦福祉法に基づき、都道府県、政令市および中核市が実施。
- ・貸付の種類・・・・修学、就学支度、修業、就職支度、技能習得、医療介護、生活、住宅、 転宅、結婚、事業開始および事業継続の 12 種類。
- ・貸付の実績は、修学資金と就学支度資金の2つで、貸付額の全体の約9割を占める。

・直近3年間の実績

		母子貸付金	寡婦貸付金					
	件数	金額	件数	金額				
H21 年度	301	147,029,940	13	9,569,000				
H22 年度	299	151,361,140	15	13,752,000				
H23 年度	283	141,596,140	8	4,998,000				

2.過去3年間の収入未済額の推移

次合力	年度	収入未済額	滞納者 償還率(収納率)			()
資金名			実人数	現年	繰越	合計
母子福祉	H21	33,900,239	187	91.5	6.9	68.2
資金	H22	35,390,822	180	91.9	9.9	67.5
(元利)	H23	36,808,442	200	93.3	9.4	68.5
寡婦福祉	H21	1,815,777	4	94.6	7.6	66.4
資金	H22	2,005,228	5	94.6	3.0	68.6
(元利)	H23	2,029,808	4	96.5	6.8	69.6
母子福祉	H21	781,474	48	56.4	4.1	14.5
資金	H22	896,659	60	35.4	3.3	11.5
(違約金)	H23	789,764	64	69.5	18.5	27.5
寡婦福祉	H21	248	1	65.1	-	65.1
資金	H22	758	1	81.8	-	75.2
(違約金)	H23	7,254	2	35.1	-	32.6
合計	H21	36,497,738	240	91.6	7.3	67.7
	H22	38,293,467	246	91.9	9.4	67.1
	H23	39,635,268	270	93.4	9.5	68.2

3 . 未収金発生のパターンと今後の増減見込

(1)未収金発生のパターン

ア.滞納理由別

返済できない理由については、低収入等を理由とするものが大部分である。

イ.貸付種類別

事業開始資金や転宅資金で償還率(収納率)が低い傾向が見られる(24.8%と43.2%)。

(2)今後の増減見込

ここ数年間の未収金は増加傾向にある。増加の要因は、過去の貸付金が返済時期を迎え、 調定額が増加していることによるものと考えられる。

	調定額(現年)	調定額(過年)	調定額(合計)	収入未済額	償還率
H21	80,951,240	31,887,678	112,838,918	36,497,738	67.7
H22	84,868,644	36,497,738	121,366,382	38,293,467	67.1
H23	89,273,300	38,293,467	127,566,767	39,635,268	68.2

4. 未収金対策の取組状況

(1)取組状況

ア.初期の滞納

県や市の母子自立支援員による電話や訪問等での償還指導。

イ.4ヶ月間に1回も返済がない場合

年に 2 回、借受人および連帯保証人に対して、督促状等の送付や訪問等による償還指導 (滞納理由がやむを得ないものは、分割による返済を認めている)。

ウ.上記の督促等に応じない場合

今年度からは、実情を調査のうえ、資力がある滞納者や県外転出者等について、財政課との共同管理への移管や、弁護士に対して回収業務の委託を行うことにより、未収金の回収に努めている。

(2)今年度上半期の償還の状況

上半期で、過年度調定分(滞納分)について、4,416,741 円を収納した(過年度分の償還率は、母子で11.7%、寡婦で1.5%、合計11.1%)。

5.滞納者への訴訟の見込

貸付の際には、返済にあたっては定められた期日どおりに返済すること等の指導を行い、 未収金の発生防止に努めているが、今後も貸付件数が一定程度見込まれることから、毎年 一定数の訴訟案件が生じるものと見込んでいる。

今後とも、長期にわたる滞納で、滞納理由がない、または理由が不明な者については、 ガイドラインに基づき速やかに財政課との共同管理に移行し、法的措置を前提とした対応 を実施する。